

イングランド法における契約の相手方の同一性の錯誤と動産の善意有償取得者保護：Shogun Finance Ltd. v. Hudson事件貴族院判決を機縁として

小松, 昭人
神戸学院大学法学部

<https://doi.org/10.15017/7596>

出版情報：法政研究. 72 (3), pp.351-393, 2006-01-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

イングランド法における契約の相手方の同一性の錯誤と動産の善意有償取得者保護

—Shogun Finance Ltd. v. Hudson 事件貴族院判決を機縁として—

小松 昭 人

- 一 はじめに
- 二 Shogun Finance 事件
- 三 主要先例
- 四 学説・後続判例・立法勧告
- 五 おわりに

一 はじめに

イングランド法における契約の相手方の同一性に関する錯誤とは、Aが、契約を締結するにあたり、その相手方Bを
実在の別人と誤信することである。この場合、Aが錯誤に陥っていることをBが知っているときされるならば、A B間の
合意の成立それ自体が阻止されることになる。⁽¹⁾

ところで、イングランド法では、右の錯誤は契約を締結した当事者間ではあまり問題とはならない。右の錯誤が判例
上しばしば問題とされるのは、むしろ動産を善意有償で取得した第三者との関係においてであった。具体例を挙げて説
明しよう。⁽²⁾

Bが、自らX（Xは実在の別人）と称してAと契約を締結し、契約に基づきAからその所有動産の引渡しを受けた。
ところが、BはAに代金を支払わないうちに動産をCに転売のうえ引き渡し、Aの前から姿を消した。事態を知ったA
は、所有動産の返還をCに対して請求する。その際、Aは契約の相手方の同一性に関する錯誤によるBとの契約の不成
立無効を主張する。これにより、動産の所有権が契約に基づきBに一度も移転せずにAのもとに留まっていることを基
礎づけることができる。その結果、AはCに対して動産の横領conversion⁽³⁾を理由とする損害賠償またはその返還を請求
することができ、無権利のCとしてはAの請求に応じざるをえないことになる。

イングランド法において、契約の相手方の同一性に関する錯誤による無効は、右に見るように動産の原権利者を保護
する機能を営む。しかし他方で、動産を善意有償で取得した第三者は、その所有権を取得することができず、不測の損
害を被ることになる。「錯誤による無効のかかるドラスティックな効果は、第三者に対してしばしば酷な結果をもたら
す⁽⁴⁾」と指摘される所以である。

それでは、右の状況において、動産の原権利者（A）と動産を善意有償で取得した第三者（C）のいずれを保護すべ

きか。これら二つの要請の狭間にあつて、契約の相手方の同一性に関する錯誤をめぐるイングランドの判例および学説は、いかなる展開を遂げてきたのだろうか。⁽⁵⁾ 最初に、Shogun Finance Ltd. v. Hudson 事件 (以下では同事件を Shogun Finance 事件と呼ぶ。) 貴族院判決を検討し、この問題に関するコモン・ローの到達点を確認しておこう。

1 Shogun Finance 事件

(一) 事案

一九九六年六月一日、訴外BがレスターLeicesterの訴外自動車販売会社のショールームを訪れた。Bは自ら「パテルPatel」と名乗り、展示されていた三菱製「シヨーグンShogun」乗用車一台(以下、本件乗用車と呼ぶ。)の購入を希望する旨、右販売会社の販売主任に告げた。Bと販売主任とは、本件乗用車の販売価格を二二二五〇ポンドとすること合意した。

ついでBは、本件乗用車の購入につき買取賃貸借hire-purchaseによる信用供与を希望した。そこで販売主任は、販売会社と提携しているA信販会社の販売サポートセンターに電話で連絡をとり、パテルことBへの信用供与の可否を照会した。その際販売主任は、Bが身元証明のため提示したダーラブ・パテルDurlabh Patel名義の自動車運転免許証⁽⁶⁾(盗難に遭つたものと後に判明)およびBの署名入りの仮契約書のコピーをそれぞれA社の販売サポートセンターにファックスで送信した。同センターの担当者は、コンピュータを用いてパテルの氏名、住所および信用状態を確認した。この作業は五分ほどで終了した。ついで販売会社からファックスで送られた書類のコピーを用いて、Bが提示したパテル名義の運転免許証の署名と仮契約書のBの署名とを照合し、これら書類の二つの署名は同一人の筆跡であると判断し

た。以上の手続きを行ったうえで、A社の担当者は、パテルことBに対する信用供与の申込みを承諾する旨を販売会社に折り返し電話で連絡した。販売会社の販売主任は、Bから価格の一割の金額を前金として一部を現金で、一部を小切手で受領した。Bは販売会社から、本件乗用車の関係書類一式とともに本件乗用車の引渡しを受け、自らこれを運転してシヨールームから持ち去った。ところが、後にこの小切手は不渡りとなり、BによるAへの残代金の分割払いは早くも第一回目から行われなかった。

A社との提携に基づき、販売会社は本件乗用車をA社に売却しており、A社はBとの本件乗用車の買取賃貸借（以下、本件買取賃貸借と呼ぶ。）の合意に基づきBにこれを引き渡していた。これにより、A社が本件乗用車の所有者となっており、Bは、本件乗用車を占有するに過ぎず、無権利であった。

販売会社の店頭での本件買取賃貸借の合意締結から数日後、Bは本件乗用車を一七〇〇〇ポンドでCに転売し、姿を消した。Cは自動車のスペア・パーツを扱う解体業者であった。Aは、Cに対して本件乗用車の引渡しを求め、レスター・カウンティ・コート Leicester County Court に本訴を提起した。

第一審裁判官は、Cが自動車販売業者ではないこと、およびCは書類の裏付けのない取引を行った点で軽率に carelessly に行動していたが、本件乗用車を善意 good faith で買い受けたことを事実として認定したが、Aの損害賠償請求は認容した。このため、Cは控訴院に上訴した。控訴院 Court of Appeal は、Bは本件乗用車をCに処分する法律上の権能（後述）を有さず、ゆえにCは本件乗用車の所有権を取得しないとして、二対一で第一審判決を支持し、再びAの請求を認容した。⁽⁸⁾そこでCは貴族院 House of Lords に上訴した。貴族院も、原審の控訴院判決を支持してAの請求を認容し、Cの上訴を棄却した。しかし、多数意見の裁判官は三名に対して少数意見の裁判官は二名であり、その差は僅かに一名であった。

(11) Shogun Finance 事件貴族院判決の検討

① 判決の論点整理

検討を始める前に、判決の論点を整理し確認しておこう。

本件の主要論点は、Cが、一九六四年買取賃貸借法(以下、単に買取賃貸借法と呼ぶ。)二七条の適用を受け、本件乗用車の所有権を取得することができるか否か、であった。「何人も自己の有しない権利を譲渡することはできない Nemo dat quod non habet」とのコモン・ロー上の原則(以下、同原則を Nemo dat 原則と呼ぶ。)によれば、Aが本件乗用車の所有者である以上、無権利のBは本件乗用車の所有権をCに移転することはできず、CはそのようなBから本件乗用車の所有権を取得することはできない。しかし、買取賃貸借法二七条によれば、買取賃貸借契約に基づき賃料債務を負担する者(以下、「買取賃貸借の合意に基づく債務者」と呼ぶ。)が、契約に基づき寄託されている自動車を、その所有権が自らに帰属する前に第三者に売却した場合、その第三者は、買取賃貸借契約につき善意でかつ自動車を私为目的で買い受けたときには、その所有権を取得することができる。この規定は、買取賃貸借における Nemo dat 原則の例外をなしている。本件でCは、Aの請求への抗弁としてこの例外規定を援用し、本件乗用車の所有権取得を基礎づけようと試みた。

第二の問題点は、第一の問題点から派生してくる。すなわち、Bが買取賃貸借法二七条にいう「買取賃貸借の合意に基づく債務者」にあたるか否か、であった。無論、同条の要件はこれだけではなく、他の要件を充たすか否かも問題となりえた。しかし、本件ではもっぱらこの要件を充たすか否かが争われた。もしBが「買取賃貸借の合意に基づく債務者」にあたれば、Cは買取賃貸借法二七条の適用を受け、本件乗用車の所有権を取得することができる反面、Aは本件乗用車の所有権を失う。もしBがこれにあたらなければ、Cは買取賃貸借法二七条の適用を受けることができず、本件

乗用車の所有権を取得することはできない。Aは本件乗用車の所有権を保持することができる。

そして、最後の問題点は、本件買取賃貸借の合意が有効であるか否か、である。これは、先の買取賃貸借法二七条の「買取賃貸借の合意に基づく債務者」要件に関連する。本件買取賃貸借の合意の効力が何らかの事由で否定されれば、Bがこれに基づき債務を負担することはない。その結果、買取賃貸借法二七条所定の一要件が充たされなため、Cは同条に基づき本件乗用車の所有権を取得することはできない。本件で五名の貴族院裁判官の意見が対立したのは、この最後の問題点、すなわち本件買取賃貸借の合意の効力をめぐってであった。

② 多数意見と少数意見の対立——本件買取賃貸借の合意の効力をめぐって

多数意見（ホブハウス卿、フィリップス卿およびウォーカー卿 Lord Hobhouse, Lord Phillips and Lord Walker⁽¹⁾）は、つぎに述べる理由から、AB間において本件買取賃貸借契約は成立しておらず、したがって同契約に基づきBは債務を負担することはない、と判示した。

多数意見はまず、自動車販売会社を介してAB間で取り交わされた本件買取賃貸借の契約書面に着目する。通常は、契約の解釈に際しては、裁判所は当事者の意図を顧慮するが、その意図とは当事者が客観的に有すると見られるものである。問題は、裁判所として、契約の当事者を決定するうえで、当事者の意図をどのように顧慮するかである。というのも、本件では、AはBをダーラブ・パテルと誤信しており、Aがそもそもいざれと契約する意図を有していたのかを判断することは難しいからである。多数意見によれば、このような困難は、契約がもつぱら書面による場合には、契約書面に依拠することで解決される。フィリップス卿は諸先例を検討し、つぎのように述べた。

「以上の諸先例の意味するところは、書面で交渉を行う者は、その成立が推定される合意の他方当事者としてその記載から明確に同一性を識別しうるある個人を記載することにより、成立の推定されるその合意の他方当事者がそのような記載された者以外の者であるとの認定を排斥することができる、ということである。解釈の過程を経る

と否応なく、他方当事者が契約するつもりであるその相手方は、そのように「書面に」記載された者である、との結論に至るだろう。¹²⁾

フィリップス卿の右の言明の後半部分に関連してホブハウス卿は、ある控訴院判決における「売主および買主の同一性は、契約書面に記載されている当事者の名前によって証明される。」とのサー・ニコラス・ブラウン・ウィルキンソン副大法官 Sir Nicholas Browne-Wilkinson, V.-C. の言明を引用している。¹³⁾ したがって、多数意見によれば、Bは、本件買取賃貸借における賃借人、すなわち「買取賃貸借の合意に基づく債務者」にはあたらない。本件買取賃貸借の契約書面には「ダーラブ・パテル」の署名があり、そしてそこにはダーラブ・パテル氏の個人情報に記載されている以上、本件買取賃貸借契約の他方当事者はBではなく、ダーラブ・パテル氏だからである。

多数意見はさらに、先に引用したフィリップス卿の言明の前半部分に関連するが、本件買取賃貸借の契約書面についての右の解釈を、正式文書以外の証拠排除の法則 *parol evidence rule* により補強する。これは、契約条項が記載された書面以外の証拠を提出することにより、書面に記載された契約条項とは異なる事実を主張することはできない、とするコモン・ロー上の準則である。多数意見によれば、この準則により、本件では、契約書面の解釈により本件買取賃貸借の合意の他方当事者がパテル氏と特定される以上、書面による合意と異なる主張、すなわちBこそが賃借人であるという主張のために、口頭または書面外の証拠を提出することはできない。¹⁴⁾ したがって、Bが自動車販売会社のショールームを訪れ、本件乗用車の価格を販売会社の担当者と交渉し、その面前で買取賃貸借契約の書式に必要事項を記入した、という本件の一連の事実を、裁判所としては顧慮してはならないことになる。

また、多数意見は、以上とは別の論拠として、AB間にも、またAとパテル氏との間にも、意思の合致 *consensus ad idem* がなかったことを挙げる。¹⁵⁾ Aはパテル氏に向けて買取賃貸借契約の申込みを行ったが、その申込みをBは承諾することはできない。また、実在のパテル氏はその申込みについて何も知らず、これに承諾を与える権限を他人に授与

したこともなかった。したがって、A B間でも、Aとパテル氏との間でも、本件乗用車の買取賃貸借契約は成立していない。多数意見はこのように判示した。

これに対して、少数意見（ニコルス卿およびミレット卿 Lord Nicholls and Lord Millett⁽¹⁶⁾）は、A B間で本件買取賃貸借契約は成立しており、Bの詐欺 fraud を理由に常に取り消しうる voidable ものとされるのみである、と判示した。そのうえで、AはBとの契約を取り消さないうちにCが本件乗用車をBから善意で購入しており、Bにおいて買取賃貸借法二七条適用の要件に欠けるところがない以上、Cは同条により本件乗用車の所有権を取得する、とした。

少数意見が批判するのは、契約の相手方の同一性に関する錯誤についてのコモン・ローの不合理性である。少数意見によれば、この問題に関するコモン・ローの現状はつぎのように要約される。

コモン・ローはまず、対面口頭取引 face-to-face oral dealings の場合⁽¹⁷⁾と書簡による非対面取引 dealing by correspondence の場合⁽¹⁸⁾とを区別し、それぞれに異なる準則を適用する。

対面口頭取引の場合、たとえば、動産の所有者Aが、その面前にいるBがXであると信じてBと契約を締結している場合、Aは自分の面前にいるBと契約を締結するつもりであったと推定される。このとき、Bが自分はXであるとの詐欺的不実表示 fraudulent misrepresentation を行っていたとしても、自分の面前にいるBと契約するというAの意図までは否定されない。したがって、A B間で契約は成立する。無論、Aは、Bの詐欺を理由にBとの契約を取り消すことができる。この場合、Aは属性の錯誤 mistake of attribute に陥っているに過ぎない。

なお、この場合に、Aが、右の推定とは異なる事実、すなわちBではなくXと契約を締結するつもりであった（つまり契約の相手方の同一性に関する錯誤に陥っていた）と主張する場合には、その旨特に主張立証し、推定を覆さなくてはならない。推定が覆されれば、A B間に契約は成立しない。

これに対して、書簡による非対面取引の場合、たとえば、Bが書面上で自分はXであると称していて、AとBが互い

に對面しないまま、Aがその書面の記載を信じてBと取引を進め、Aが動産を売却のためBに引き渡した場合には、事情は異なる。たとえば、この場合、もしAが動産を売却する旨の申込みを書面で行ったならば、裁判所は、その申込書面上の名宛人の名称の記載を解釈し、Aの申込みの名宛人を確定する。もしAの申込みの名宛人が書面の記載から実在の別人Xと解釈されれば、その申込みはXに向けられたものとされ、Xしかその申込みを承諾することはできない。したがって、Xが追認すればAX間で契約は成立するが、そもそもAB間では契約は成立しない。この場合、Aは契約の相手方の同一性に関する錯誤に陥っている。

以上のコモン・ローの現状に対して、ニコルス卿は、対面口頭取引の場合も書簡による非対面取引の場合も、取引の本質は同じである、と批判した。ニコルス卿によれば、ここでの取引の本質とは、動産の所有者Aが、相手方Bがその同一性について行う詐欺的不実表示を信じて、相手方Bへの動産の引渡しに合意したことである⁽¹⁹⁾。したがって、コモン・ローは、その本質に即して、いずれの取引にも同じ準則、すなわち対面口頭取引の場合に適用される準則を適用すべきである。取引の際の書面の有無は合理的な区別の根拠にならないとニコルス卿は主張した⁽²⁰⁾。

ミレット卿もニコルス卿に同意し、対面口頭取引と書簡による非対面取引の区別による処理の違いを不適切と断じる。ただし、ニコルス卿とやや異なるのは、その理由を、善意の第三者 an innocent third party 保護の観点から説明する点である。ミレット卿はつぎのように述べる。

「その問題」「AB間の契約が契約の相手方の同一性に関する錯誤により無効となるのか、それとも属性の錯誤により取り消しうるものにとどまるか」が通常、重要性を帯びるのは、善意の第三者「C」が関わる場合だけであり、その場合にその問題は決定的である。現行法の下では、善意の第三者「C」の権原は、詐欺師 fraudster 「B」が、自己の名前で虚偽または偽造の信用証明により動産を取得するか、それとも他人の名前でその他人に関する信用証明により動産を取得するかにより左右される。これは擁護できない。私は、コモン・ローとしては、

もし可能であれば、詐欺によるのであれ錯誤によるのであれ、契約を無効と扱うよりも取り消しうるものと扱うことにより、善意の第三者を保護する解決を支持すべきである、という見解を持つ。²¹⁾」

(三) 小括

Shogun Finance 事件貴族院判決における裁判官の見解の対立から浮き彫りにされたのは、コモン・ロー上、契約の相手方の同一性に関する錯誤事例の処理が対面口頭取引の場合と書簡による非対面取引の場合とは異なり、Shogun Finance 事件はもっぱら後者の場合として処理されたこと、しかし、有力な少数意見に見られるように、そのような區別を維持することの合理性が動産の善意有償取得者保護の観点から問題とされつつあること、である。

それでは、契約の相手方の同一性に関する錯誤について、なぜこのような不合理と評される區別がコモン・ロー上出現したのであろうか。つぎに主要な先例を検討し、その區別の生成過程を明らかにする。

三 主要先例

(一) 序

以下では、契約の相手方の同一性に関する錯誤が動産の善意有償取得者保護との関係で問題とされた主要先例を紹介し、検討を加えていく。その前に、先例（特に後出の *Cundy v. Lindsay* 事件）生成の過程を理解するために、重要な前提をいくつか確認しておこう。

第一に、Aが、BをXであると誤信し、Xとの契約を成立させるために書簡により *by correspondence* 契約の申込みを行う場合には、一九世紀半ばのイングランドの裁判所は、AはBではなく、Xと契約を締結するつもりであった以上、A B間では契約は成立しない、と判示していた。⁽²²⁾ 裁判所は、申込みの書面上の名宛人がBであるとの事実から、BとではなくXと契約するつもりであったとのAの意図を認定したうえで、A B間の契約不成立という結論を導いていた。

第二に、第一の前提を踏まえたつぎのような代理事例の存在である。Aが、BをXの代理人と誤信し、Xに動産を売却する旨の契約の申込みをBに対して行い、BがXの代理人を装ってその申込みを承諾し、Aから動産の引渡しを受け、これをCに転売し、その代金を着服した。ところが、後になって、実際にはBはXから動産購入の権限を授与されていないことが判明した。このため、Aは、Cに対して横領による損害賠償を求め、訴えを提起した。この場合イングランドの裁判所は、BではなくXと契約するつもりであったとのAの意図を認定し、A B間において売買契約は不成立であり、したがって無権利者BからCは動産の所有権を取得することはできない、と判示していた。⁽²³⁾ Bは代理人としてAの申込みを受けている以上、Bが当事者として契約を締結することはできない、との説明も無論可能ではあろうが、一九世紀半ばにはそのような説明はなされなかった。代理人Bではなく本人Xと契約するつもりであったとのAの意図に基づき、A B間の契約を不成立とした判例は、後に見るように契約の相手方の同一性に関する錯誤の先例として用いられることになった。

第三に、BがAを欺罔して、たとえばBが自分はXであると称して、Aからその動産、金銭またはその他財物の財産権を取得した場合、イングランド法上フォールス・プリテンズ *false pretence* という軽罪 *misdemeanor* が成立するとされていた。⁽²⁴⁾ そして、一八二七年ラースニー法二七条⁽²⁵⁾によれば、Bがフォールス・プリテンズの罪でAによって正式起訴されかつその有罪決定が確定したとき、Aは、その決定手続き中で盗品回復令状 *writ of restitution* の発給を受けた

ならば、詐取された動産の所有権を回復した。同条により自己に回復された所有権に基づき、Aは詐取された動産の返還を、それを善意有償で取得した第三者に対しても請求することができた。もともと、被害者への詐取された動産の所有権回復は、次第に異例視されるようになり、長くは続かなかつた。一八九三年動産売買法二四条⁽²⁶⁾は二項で、動産詐取の犯人が刑事訴追されたという理由だけで詐取された動産の所有権は被害者に復帰しない旨規定した。これは一八二七年ラーズニー法制定前の法状況への復帰を意味した。⁽²⁷⁾その結果、Aが、Bのフォールス・プリテンズにより詐取された動産の所有権を、ラーズニー法の規定に基づき回復することは、もはやなくなった。

問題は、Cが、Bの有罪決定より前に、Aから詐取された動産を公開市場 *market overt*⁽²⁸⁾で善意有償で取得した後に、公開市場で他に転売するなどして現在は詐取された動産を占有していない場合であつた。この場合に、AはCに対して、横領を理由に損害賠償責任を問うことができるのか。その答えは、ラーズニー法による被害者への財産権の回復が、Bの有罪決定確定により詐取時に遡及して生じると解するか、それとも有罪決定確定時から将来に向かつて生じると解するかにより異なる。前者の解釈をとれば、詐取時に遡って動産の所有権はAにあつたことになり、これを善意有償で公開市場において取得していたとしても、Cは横領による損害賠償責任を免れない。後者の解釈をとれば、Bの詐欺につき善意かつ有償で動産を取得したCは、動産の所有権を取得しており、かつ現在は動産を占有していない以上、CはAに対して横領による損害賠償責任を負うことはない。一八七八年の *Moyce v. Newington* 事件⁽²⁹⁾ 高等法院女王座部判決は、後者の見解を採る旨を判示した。同判決は、前者の見解を採る一八八七年の *Bentley v. Vilmont* 事件⁽³⁰⁾ 貴族院判決で覆されるまで、先例としての効力を維持していた。

一九世紀後半のイングランドの裁判所は、*Bentley v. Vilmont* 事件貴族院判決から窺えるように、フォールス・プリテンズなどの軽罪に該当する動産詐取の場合にまで被害者への動産所有権の回復を認める点で、当時の現行法であつた一八六一年ラーズニー法一〇〇条を問題の多い異例な規定と見ており、そのこともあつてか同条関連の判例は安定して

いなかった。当時の裁判所としては、簡潔明快で論理的に無理がなく、結果として一八六一年リースニー法一〇〇条と同じ結論を得ることができる法律構成があれば、これを積極的に採る用意があったものと思われる³¹。契約の相手方の同一性に関する錯誤による契約不成立無効という構成は、裁判所がそのように考えていたとすれば、その条件を充たすものであった。

それでは、以上の点をふまえ、先例を見ていくことにしよう。

(一) Cundy v. Lindsay 事件

① 事案

一八七三年、B（アルフレッド・ブレンカーン Alfred Blenkarn）は、アイルランド・ベルファストのリネン製造業者A（原告）に対し、大量のハンカチーフの購入を希望する旨の書簡を送付した。その際Bは書簡に自らの住所を「チープサイド、ウッドストリート三七番地37, Wood Street, Cheapside」と記載し、「A・ブレンカーン商会 A. Blenkarn & Co.」と署名していた。Bは同番地に倉庫を所有しているかのように装っていたが、実際には同番地の建物の一室を賃借しているに過ぎなかった。ところで同じウッドストリートの一二三番地には「W・ブレンキロン父子商会 W. Blenkiron & Son」が店舗を構えており、同商会は非常に信用のある会社として有名であった。Aは、ブレンキロン父子商会が有名な会社とは知っていたが、その正確な所在番地までは知らなかった。Aは、Bが指定したウッドストリート三七番地の住所に、送り状とともにハンカチーフを送付した。その際、Aは送り状に「ロンドン・ブレンキロン商会 Blenkiron & Co., London」Aより購入」と記載していた。Bは、代金を支払わないまま、Aから詐取したハンカチーフを複数人に売ったが、そのうちC（被告）にハンカチーフ二五〇ダース（以下、本件ハンカチーフと呼ぶ。）を

売った。CはBから本件ハンカチーフを購入する際には善意であり、さらにこれを通常の取引経路で転売した。その後、Bの一連の詐欺が発覚し、Bは、Aの告訴により逮捕起訴され、「自分はブレンキロン父子商会である」と装った点でフォールス・プリテンスの罪を犯したとして有罪決定を受けた。ついで、AはCに対して本件ハンカチーフの横領による損害賠償を求め、本訴を提起した。

Cundy v. Lindsay 事件の主要な問題点は、Cが本件ハンカチーフの所有権を取得することができるか否かであったが、その前提問題として、A B間で本件ハンカチーフの売買契約が成立しているか否かが争われた。注目に値するのは、以上の問題点をめぐり、第一審の高等法院女王座部判決と、原審の控訴院判決および貴族院判決とが、異なる法律構成に基づき正反対の結論に至ったことである。

② 高等法院女王座部判決の検討

高等法院女王座部は、三名の裁判官（ブラックバーン、メラー、ラッシュ）各裁判官 Blackburn, Mellor, Lush JJ.）の全員一致で、Aの損害賠償請求を棄却した。その理由をまとめると、つぎの二点となる。

第一に、Aは、ウッドストリート三七番地在住の人物と契約を締結するつもりであり、A B間で本件ハンカチーフの売買契約は成立している。⁽³⁵⁾これにより本件ハンカチーフの所有権はAからBへ移転する。Aは、Bの詐欺によりBの申込みを承諾を与えている。ゆえにA B間で成立した売買契約はBの詐欺を理由に取り消しうる。もともと、本件では、Aが、Bに対して本件ハンカチーフの返還を求めるなどして、Bとの売買契約を取り消す前に、Cが本件ハンカチーフを善意有償で取得している。したがって、その時点でCは本件ハンカチーフの所有権を確定的に取得する。

第二に、ラースニー法一〇〇条に基づくBの有罪決定によるAへの本件ハンカチーフの所有権回復は、Bの有罪決定時から将来に向かってその効力を生じる。⁽³⁶⁾Cは、Bから本件ハンカチーフを善意有償で取得した時点で、本件ハンカチーフの所有権を確定的に取得し、Bの有罪決定確定前にこれを通常の流通経路へと転売している。よって、CはAの

所有権を否認する積極的な行為をしてはいえず、Aに対して横領による損害賠償責任を負うことはない。

右の第一の理由について女王座部判決から明らかであるのは、裁判官は、Aは契約の相手方の同一性に関する錯誤に陥っているとは考えなかったことである。たとえば、ブラックバーン裁判官は、ブレンキロン父子商会と取引しているのとAに誤信させるために、Bが実在しない「A・ブレンキロン商会 A. Blenkiron & Co.」と読み間違えることを期待して「A・ブレンカーン商会 A. Blenkarn & Co.」という名称を使用したことを指摘している。この指摘を一読すると、ブラックバーン裁判官は、Aが契約の相手方の同一性に関する錯誤に陥っていたとの判断に傾いているように見える。しかし、ブラックバーン裁判官はそのようには考えなかった。本件ハンカチーフをAが送付した先は、ブレンキロン父子商会の住所（ウッドストリート一二三番地）ではなく、Bの住所（ウッドストリート三七番地）であった。ブラックバーン裁判官はこの事実を重視し、原告の意図はウッドストリート三七番地で事業を営んでいる者と契約をすることであり、契約はその者、すなわちBとの間で成立すると判断した³⁷。以上から、ブラックバーン裁判官は、Bは、名前を微妙に似せてブレンキロン父子商会の取引上の信用を借りることによりAから本件ハンカチーフを詐取したのであり、AはBの詐欺によりその同一性ではなく信用という属性につき錯誤に陥ったものと考えていたと見られる。

女王座部の裁判官のこのような判断は、Bが判決当時すでにフォールス・プリテンズという犯罪で有罪決定を下されていたことにも規定されていたと考えられる。フォールス・プリテンズは、欺罔による財産権の取得を目的とする犯罪である。フォールス・プリテンズによりA・B間で売買契約が締結されAからBへの所有権移転があつたと解する限り、A・B間の契約はBの詐欺により取り消しうると構成しても支障はないが、無効と解することはできない。

③ 控訴院判決および貴族院判決の検討

これに対し、控訴院は、全員一致でCの上訴を棄却し、Aの請求を認容した。A・B間には本件ハンカチーフの売買契約は成立しておらず、その所有権はAからBへ移転しない、したがってCは無権利者Bから本件ハンカチーフの所有権

を取得することはない、というのがその理由であった。控訴院判決は、ラースニー法に基づくAへの本件ハンカチーフの所有権回復の成否には全く言及しなかった。⁽³⁸⁾ それでは、控訴院は、どのようにしてAB間の契約は不成立無効であるとの結論に至ったのであろうか。

控訴院はまず、Bは、Aに手紙を書き送り本件ハンカチーフを注文した会社が有名なブレンキロン父子商会であると虚偽の仮装をし、その結果Aは、Bの仮装を真実と信じ、本件ハンカチーフをブレンキロン父子商会に引き渡しているつもりで実際にはBに引き渡していた、と本件の事実関係を再構成した。⁽³⁹⁾ そのうえで控訴院は、明言こそしなかったが、AはBと契約するつもりはなく、ゆえにAB間に本件売買契約が成立しない旨判断したと推測される。⁽⁴⁰⁾ なぜなら控訴院は、その論拠として、第一に、Bが注文書の「ブレンカーン」の署名がAによって「ブレンキロン」と読まれることを意図しているのであれば、その署名はAが誰と契約したかを判断する際には「ブレンキロン」と読まれるべきであり、書簡中に「ブレンキロン」と読まれるべき署名をした人物の本当の名前は重要でないこと、第二に、Aは本件ハンカチーフの送り状の名宛人を実在しない「ブレンキロン商会」としているが、Aとしては「ブレンキロン父子商会」と記したつもりであったこと、第三に、本件ハンカチーフの所有権はAから一度も移転しなかったこと、を挙げているからである。⁽⁴¹⁾

貴族院は、控訴院判決を支持し、AB間には契約は成立しない旨判示した。大法官ケアンズ卿 Lord Cairns L.C.は、つぎのように述べた。

「AはBについて何も知らなかったし、Bについて考えもしなかった。AはBとは取引するつもりは全くなかった。Aの意思は、問題の取引の時点でさえ、Bに向けられていたわけではなく、したがってAB間にはいかなる合意または契約をも成立に導くことのできたところの意思の合致 *consensus ad idem* はなかった。AB間の関係においては、契約の一方当事者がいたに過ぎなかったのだが、AB間の関係において契約を成立させるためには、二当事者

が必要とされるであろう。⁽⁴²⁾」

このように、ケアンズ卿は、AがBと契約する意図を全く有しなかったこと、およびAB間に合意または契約を成立させるための意思の合致がないことを、AB間の契約不成立の理由としている。

もつとも、貴族院のこのような判断は、契約書面の文言解釈に問題を限定し、その外部の諸事情を捨象することによってはじめて可能となったことに注意する必要がある。ケアンズ卿は、AB間の取引のすべての経緯は書面に記載されており、「判断されなくてはならないこと、したがって本件の陪審が判断すべきことは、それが本件の認定事実に適用されるのだが、単に契約書面から得られる結論である。」⁽⁴³⁾と述べている。控訴院および貴族院は、証拠としての契約書面（本件ではAB間の往復書簡およびAがBに送付した本件ハンカチーフの送り状）の文言解釈から、最終的にAB間に契約を成立させるための意思の合致がないとの判断を導いた。その過程でBがAを欺罔した事実、およびBの欺罔によりAがBと契約するという瑕疵ある意思を形成したとの法律構成は否定された。

Cundy v. Lindsay 事件貴族院判決により、後続事件において裁判所は二つの問題に直面することになる。その第一は、解釈すべき契約書面がない場合にも、それ以外の証拠により契約の相手方の同一性に関する錯誤を認定し、契約不成立無効の判断を下すことができるか、である。ケアンズ卿は傍論で「本件の主要な関係当事者、すなわちAとBは、決して直接に接触しなかった。すべてのことは書面でなされた。」⁽⁴⁴⁾と述べた。問題はこれと異なる場合、すなわちAとBとが直接に接触し、書面によらずに取引していた場合である。第二は、善意有償で動産を取得した第三者の保護をいかに基礎づけるか、である。本件高等法院女王座部判決は詐欺取消構成を採用し、そのような第三者保護の余地を残したが、控訴院および貴族院はこれを否定した。その目的は、おそらくは、一八六一年ラーセニー法一〇〇条の、詐取された動産の被害者への所有権回復の問題を回避しつつ、動産の原権利者保護を図ることにあつたと考えられる。

それでは、以上の二つの問題に裁判所はどのように取り組んだのであろうか。つぎに、主として第一の問題をめぐる

下級審判例を検討することにしよう。

(三) 属性の錯誤構成をとる下級審判例

Cundy v. Lindsay 事件貴族院判決より後、一九世紀末から二〇世紀初頭の時期にかけて、二つの下級審判例が見ると同事件と類似する事案において、AがBの詐欺によりBがXであると誤信して契約を締結した場合でも、A B間で契約は成立し直ちに無効とはならない（取り消されるまでは有効）と判示した。

下級審判例によれば、この場合、AはBの詐欺により、Bの社会的地位、資産、信用、資力などといった属性の錯誤に陥っているに過ぎず、A B間の契約は取り消しうるものとされる。したがって、すでに述べたように、問題となるのは、Aが取消権を行使する前に、Bが契約に基づきAから取得した動産をCに処分していた場合に、Cが善意有償でその動産を取得していたか否かである。もしそうであれば、Cは動産上に権利を確定的に取得することができ、Aによる契約取消しの影響を受けない。多くの場合には、AがBとの契約の取消しを試みたときには、時すでに遅く、Cが善意有償で動産を取得している。その結果、Cが動産上に権利を取得することになる。

このように、A B間の契約の成立を認めただうえで、その契約をBの詐欺により取り消しうるものとする構成は、Aによる契約取消前に善意有償で動産を取得したCに、その権利取得を認める。これに対して、相手方の同一性に関する錯誤によりA B間の契約を不成立無効とする構成には、その可能性は全くない。

それでは、裁判所はいかなる論理によりCundy v. Lindsay 事件貴族院判決とは異なる処理を可能としたのだろうか。

その一つの解答が、一八九七年のKing's Norton Metal Co. Ltd. v. Edridge, Merrett & Co. Ltd. 事件⁽⁴⁵⁾である。金属製品製造業者Aは、シェフィールドのハラム商会Hallam & Co.から、Aが製造している真鍮製リベットワイヤの価格

を照会する旨の書簡を受領した。その書簡には同社専用とおぼしき用箋が使用されており、レターヘッドには同社の大工場の絵が印刷され、用箋の一角には同社の海外販売代理店（ベルファスト・リール・ガン）の一覧が印刷されていた。Aはハラム商会からの照会に接して直ちに返信すると、同商会からは折り返し、真鍮製のワイヤの購入する旨の書簡を受領した。Aは真鍮製リベットワイヤ（以下、本件ワイヤと呼ぶ。）をハラム商会に販売することにし、本件ワイヤを同商会に送付した。Bは本件ワイヤをCに転売した。後に判明したところでは、ハラム商会という名称は、Bという悪漢 *rogue* が別名 *alias* として用いたものだった。レターヘッドにその絵を印刷された工場は実在しなかった。Aは、Cに対して本件ワイヤの横領による損害賠償を求め、訴えを提起した。バーミンガムにおける事実審理で、ケイヴ裁判官 *Cave J.* は、AからBに本件ワイヤの所有権は移転しており、AがBとの契約を取り消す前にBはCにこれを売却したとの理由により、Aの請求を棄却した。原告はこの判決を不服として、再審理を求める申立てを控訴院に行った。控訴院は、三名の裁判官の全員一致で、Aの申立てを却下した。

A・L・スミス裁判官 *A.L. Smith L.J.* は、つぎのように述べた。

「問題は、本件の証拠によれば、その証拠は一方的なものであるが、誰と原告「A」は本件動産を売却する旨の契約をしたか。明らかに、手紙の書き手「B」と、である。もし、ハラム商会と呼ばれる別の存在 *a separate entity called Hallam & Co. v. ウォリス「B」と呼ばれるもうひとつの存在 another entity called Wallis* とが存在していたことを証明することができていたならば、本件は *Cundy v. Lindsay* 事件の判決の適用を受けていたかもしれない。私の意見では、原告「A」による、手紙を書いた者「B」との契約が成立しており、その契約によってその所有権は手紙を書いた者「B」に移転した。別名で取引してはいたけれども、唯一の存在しかなく、したがって契約は成立し、これによりその所有権は同人に移転した。⁴⁶⁾」

Aはハラム商会宛に書簡で承諾しており、かつ同商会と売買契約をするつもりでもあったが、A・L・スミス裁判官は、

Aは手紙の書き手と契約するつもりであった、とここでは判示している。AとBとは直接に接触対面しておらず、もっぱら往復書簡で契約締結に至ったことから、Cundy v. Lindsay 事件貴族院判決に従えば、Aは、承諾の書面の名宛人の記載から、Bとはではなく、ハラム商会と契約するつもりであったとして、AB間の売買契約は不成立無効とされる可能性もあつた。それでは、A・L・スミス裁判官は、Cundy v. Lindsay 事件とは異なる判断を、いかにして基礎づけたのであろうか。

第一に、A・L・スミス裁判官は、契約の相手方の同一性に関する錯誤の意義を明確にし、Aが陥つたとされる錯誤はこれにあたらなかつた。すなわち、A・L・スミス裁判官は、引用部分において、契約の相手方の同一性に関する錯誤の成立要件のひとつが、異なる二者の存在 *entities* であることを指摘した。すなわち、この錯誤は、ある者が、相手方を、それ以外に実在する者と誤信するところから始まる。Cundy v. Lindsay 事件では、少なくとも控訴院および貴族院判決によれば、Aは、Bを實在のブレンキロン父子商会と誤信していた。本件では、ハラム商会は実在せず、Bと誤信される別の存在はない。A・L・スミス裁判官によれば、本件は、ある一つの存在 (B) がハラム商会という別名 *alias* で取引していた事例とされることになる。

第二に、Aは、信用というBの一属性について錯誤に陥つていたと見られることである。ケイヴ裁判官の事実認定によれば、Bは、本件ワイヤを購入する前にAから別の商品を購入した際、その代金を「ハラム商会」名義の小切手でAに支払っていた。⁽⁴⁷⁾ 控訴院は、すでに「ハラム商会」はBの別称であると認定している。以上のことを併せ考えると、Aは、Bの詐欺により本件ワイヤの売買契約を締結する際に、Bをハラム商会と誤信したというよりも、むしろ、ハラム商会ことBの信用という一属性の錯誤に陥つていたと解することができる。このようにして、AがBの信用につき属性の錯誤に陥りBと契約を締結するに至ったのはBの詐欺による以上、AB間の契約は詐欺により取り消しうるものであつたとされたと見られる。もつとも、本件では、AがBとの契約を取り消さないうちに、CがBから善意有償で本件

ワイヤを購入していたため、その時点でCは確定的にその所有権を取得することになった。

もう一つの解答は、一九一九年の *Phillips v. Brooks Ltd.* 事件⁽⁴⁸⁾である。一九一八年四月一五日、Bがロンドン・オックスフォード・ストリートの宝石商A（原告）の店舗に現れ、二五五〇ポンドの真珠と四五〇ポンドの指輪一個（以下、本件指輪と呼ぶ。）をAから購入した。Bは小切手で代金三〇〇〇ポンドを支払う際に、Aに対して自ら「私が誰か知っていますね。私はサー・ジョージ・バロウ Sir George Bulloughです。」と名乗り、セント・ジェームズ・スクエアの住所を告げた。Aはその人物と面識はないが名前だけは知っており、紳士録で住所を確認した。ついでAは、購入した商品を持ち帰るかどうかがBに尋ねた。Bは「あなたとしては、まずは小切手が決済されてからのほうがよいだろうが、明日は妻の誕生日なので指輪は持ち帰りたい」と答えたので、Aは本件指輪をBに引き渡し、Bはこれを持ち去った。ところがB振出の小切手は後に不渡りとなった（さらにその後、BはNorthという名の別人であることが判明し、Bは逮捕起訴され、本件指輪の詐取を理由に有罪決定を受けた）。その間の一九一八年四月一六日、BはFieldという偽名で本件指輪を担保に三五〇ポンドを質屋C（被告）から借り受けた。その際Cは本件指輪がBの所有物でないことにつき善意であった。Aは、Cに対して本件指輪の返還またはその代金相当額の損害賠償を求め、高等法院王座部 King's Bench Division に訴えを提起した。事実審理において、Aは、本件指輪をBに引き渡した際、自分としてはサー・ジョージ・バロウと契約を締結したと考えており、もし自分がBの身元を知っていたならば、Bに本件宝石を持たせなかったであろう、と証言した。ホリッジ裁判官 Horridge Jは、AB間で売買契約は有効に成立しており、善意有償で本件指輪を取得したCはその所有権を取得することができる」と判示し、Aの請求を棄却した。

ホリッジ裁判官が本件判決において直面したのは、前出の *King's Norton Metal Co. Ltd. v. Edridge, Merrett & Co. Ltd.* 事件のA・L・スミス裁判官と同様に、*Cundy v. Lindsay* 事件とは異なる判断をいかに基礎づけるか、という問題であった。

ホリッジ裁判官は、その判決でまず、証拠の詳細な検討の結果、「Aは、自分が本件指輪を手渡したその相手方がサー・ジョージ・バロウであると信じていたけれども、自分の店に入ってきた者で、かつサー・ジョージ・バロウではなくノースという名前の人物「B」に本件宝石を売却しかつ引き渡す旨、実際には契約していた⁽⁴⁹⁾と事実認定した。A側は、Aはサー・ジョージ・バロウとだけ契約するつもりであり、したがってこの場合にA B間の契約は成立しないと主張していた。ホリッジ裁判官はこの事実認定によりA側の主張を斥けた。その上で、本件の問題は「その詐欺師「B」に本件指輪の所有権が移転し、その結果対価を支払いかつ善意で行動したいかなる者にも有効な権原 *good title* を与えることが同人「B」にできるかどうか⁽⁵⁰⁾」であると述べた。

ホリッジ裁判官が判決でまず援用したのは、アメリカ合衆国マサチューセッツ州の判例である。ホリッジ裁判官はつぎのように述べた。

「つぎの表現は、それは *Edmund v. Merchants' Dispatch Transportation Co.* 事件⁽⁵¹⁾におけるモートン首席裁判官の判決で用いられたが、本件の事実関係に適合するように思われる。『契約当事者の意思が合致し、売買のすべての条項、すなわち、売買目的物、代金額とその支払時期、売主そして買主について合意した。売主が買主の詐欺によって売却するように誘引されたとの事実により、その売買は取り消しうるものとされるが、しかし無効とはならない。売主の意図は、今そこにいる者で、視覚と聴覚とによって同一性を確認された者 *the person present, and identified by sight and hearing* に売却するとういものである。買主が偽名を名乗ったり、それ以外の方法で詐欺をはたらいて売主に売らせるように誘引したりしたからといって、売主の意図は売買を無効とはしない⁽⁵²⁾』。さらに続けて、モートン首席裁判官はつぎのように言う。『われわれが審理している事件では、動産の所有権および占有を動産の購入者に移転する旨の事実上の契約 *a de facto contract* があつたが、これにより原告はそうするつもりであつた。しかしがってわれわれは、動産を購入した詐欺師にその所有権は移転したと考える』⁽⁵³⁾と。」

この、Edmund v. Merchants' Dispatch Transportation Co. 事件は、イングランドの当時の有力契約法教科書に早くから引用されており、⁵⁴ 当時のイングランドの法律家には周知のものであったと見られる。このマサチューセッツ州の判例によれば、A が、B の詐欺により B を X と誤信してその動産を B に売却し引き渡した場合、A は、X とではなく、A の「目の前にいて、視覚と聴覚で同一性を確認した」者、すなわち B と契約するつもりであったとされる。

しかし、アメリカ合衆国の判例は、ただちにイングランド法上、先例としての価値を有するものではない。本件に拘束力を及ぼす先例である Cundy v. Lindsay 事件との区別を図り、イングランドの先例に拘束されずに、アメリカ合衆国の判例を参考にしつつ、自らが適切と考える判決を行う自由を確保する必要がある。それでは、Cundy v. Lindsay 事件との区別の指標はどこに求められるのであろうか。

ホリッジ裁判官が区別の指標を求めてつぎに援用したのは、Cundy v. Lindsay 事件貴族院判決中の裁判官の傍論である。それによれば、Cundy v. Lindsay 事件の C 側代理人が、B 自身が実際に A のもとにやって来て別人を装って動産を取得した場合、その所有権は A から B に移転するか否か、という仮定の問題を弁論の過程で提起していた。この問題提起に対する貴族院裁判官の反応は様々であった。すでに見たように、大法官ケアンズ卿は、「本件では A と B とは直接に接触しておらず、すべては書面でなされた」⁵⁵ と述べており、ここから、契約締結の際の A と B との直接の接触の有無、および契約がもつばら書面により締結されたか否か、をひとまず区別の指標として引き出すことができる。このうち前者の指標は、Phillips v. Brooks Ltd. 事件でホリッジ裁判官が引用した Edmund v. Merchants' Dispatch Transportation Co. 事件の準則とも共通する。また、ペンザンス卿 Lord Penzance は、区別の指標こそ明確にしなかったが、Cundy v. Lindsay 事件と上述の仮設事例とはパラレルたりえないと考える旨、述べている。⁵⁶ これは、指標をいかなる事実を求めるかはひとまず措き、区別の可能性を示唆するものと言えよう。ホリッジ裁判官は、ケアンズ卿の傍論には触れず、ペンザンス卿の傍論を引用し、本件と Cundy v. Lindsay 事件との間に何らかの区別が必要であることを根拠

づけるにとどまった。

以上から、ホリッジ裁判官は、実質的にはアメリカ合衆国マサチューセッツ州の Edmund v. Merchants' Dispatch Transportation Co. 事件に依拠し、A が契約締結の際に B と直接に接触対面したか否かに区別の指標を求め、本件と Cundy v. Lindsay 事件を区別した。

しかし、ホリッジ裁判官の努力は、Cundy v. Lindsay 事件と Phillips v. Brooks Ltd. 事件との間に、非対面者間の取引事例と対面者間の取引事例 (Shogun Finance 事件貴族院判決の少数意見のいう、書簡による非対面取引と口頭対面取引) という一見すると非合理的な区別を生み出した。それでは、学説および後続判例はこの区別をどのように受け止めたのであろうか。つきにこの点を見ていくことにする。

四 学説・後続判例・立法勧告

(一) 学説

Phillips v. Brooks Ltd. 事件以来、同判決の評価を試みる論考⁽⁵⁷⁾がいくつか現れたが、いずれも同事件と Cundy v. Lindsay 事件とをいかに区別すべきかを論じるに過ぎなかった。これに対して、オックスフォード大学法理学教授であったグッドハート⁽⁵⁸⁾ A. L. Goodhart は、契約法の一般原則の適用という方法を用いて関連先例の検討を試みた。ここでは、後続判例でしばしば引用されたことに鑑み、グッドハートの見解のみを紹介する。

グッドハートは、一九四一年の「契約法における同一性に関する錯誤⁽⁵⁹⁾」と題する論文で、契約の相手方の同一性に関する錯誤の問題を、申込み（または承諾）の解釈による名宛人確定の問題として処理すべきことを主張した。

グッドハートはまず、その主張の論拠として、つぎの想定を置く。

第一に、契約は、同一性を識別された複数の者の間で成立する (pp.228-229)。契約は、一方当事者Aが申込みを行い、他方当事者Bがその申込みを承諾することによって成立する。したがって、いかなる契約においても、当事者の一方が、相手方の同一性、すなわち相手方が誰であるか、を識別していたかどうか常に問題となる。したがって、ある契約においては相手方の同一性が重要である（から契約は錯誤により無効である）が、別の契約においてはそうではない（から契約は有効である）、などということはありえない。

第二に、申込みは、特定人に限らず、様々な主体（一定または不特定の個人の集団、社会の不特定多数の人々など）を相手方として行うことができ、申込みの名宛人とされた者はその申込みを承諾することができる (pp.229-230)。唯一の問題は、申込みが特定人に向けられているか否かが不明確な場合に、どのように申込みを解釈してこれを判定すべきか、である。グッドハートは、契約の相手方の同一性に関する錯誤の問題を、申込者が本来意図していた名宛人とは異なる者がその申込みを承諾する場合に生じるものととらえる。このため、契約の相手方の同一性に関する錯誤の問題は、申込みの解釈によるその名宛人の確定によって解決されることになる。申込みの文言の意味が一義的であれば原則としてその通常の意味に従い解釈するが、問題は申込みの文言があいまいな *ambiguous* 場合であるとグッドハートは指摘する。

第三に、一方当事者がいかに言葉の使用を誤っていたとしても、他方当事者が一方当事者の言葉の使用の誤りについて認識せずに、かつその言葉を適切な意味に解釈したならば、その一方当事者は自分自身の（誤りを含んだ）言葉に拘束される (pp.230-231)。グッドハートによれば、これは禁反言に基づくものである。

第四に、錯誤は、契約の他方当事者に知られているとしても、契約条項に関するものでない限り、効力を持たない (p.231)。そして、グッドハートによれば、いかなる契約も、契約の相手方の同一性を確認する条項を、明示的または

説論 黙示的に含んでいる。したがって、契約の相手方の同一性に関する錯誤は、契約条項に関する錯誤として、効力を持つことになる。

それでは、以上の想定を踏まえて、グッドハートは契約の相手方の同一性に関する錯誤の問題をいかに処理するのであろうか。

まず、申込みの名宛人はどのように確定されるのか。ここにおいてグッドハートは、イングランド法が解決しなくてはならない唯一の問題とは、「被申込者の地位に置かれた合理人であれば、その申込みをいかに解釈していたか」(p.236)であると主張する。これは右の第三の想定に由来する。

そのうえで、グッドハートは、Aが、Xに対して申込みをなすつもりであったが、錯誤により申込みをBに対して行う場合の処理を検討する (p.235. なお、登場人物の記号は変えている)。

グッドハートは、Bが申込みの承諾時にAの錯誤について知っていたか否かで場合を分けて論じる。まず、Bが承諾時にAの錯誤を知っていた場合には、A B間に契約は成立しない。Bは、AがBに対して申込みをするつもりがないことを知っているからである。これに対して、もしBが承諾時にAの錯誤について知らないならば、Aの申込みはBに向けられたものと解釈され、A B間で契約は成立する。ただし、Bが合理人として、その申込みが自分に向けられていないと知るべきであった場合には、この限りでない。

以上の見解により、グッドハートは関連の判例・学説を吟味していくが、本稿で取り上げた先例のうち、*Phillips v. Brooks Ltd.*事件のホリッジ裁判官の見解を特に批判している (pp.240-241)。グッドハートは、自身の見解に照らして、A B間の契約成立を認めたホリッジ裁判官の判決を、不正確な判決と批判した。グッドハートによれば、ホリッジ裁判官はその判決で、対面者間 *inter praesentes* で契約の相手方の同一性に関する錯誤は効力を生じないとの見解を採った。そのうえで、同事件で宝石商Aが、自分はサー・ジョージ・バロウと契約を締結していると信じていたか、そして(自

称サー・ジョージ・バロウの）Bがそのことを知っていたか、という二つの問いを設定し、その問いへの答えがいずれもイエスであるならば、A B間で契約は成立しないと述べた。グッドハートの前者の問いはAの申込みの名宛人の判定に関わり、後者の問いはBがAの錯誤を知っていたかどうかに関わる。グッドハートは、相手方が「単に目の前にいることそれ自体は、顕著な効果を有することはない」と述べ（p.241）、対面者間での取引か否かという指標による *Cundy v. Lindsay* 事件との区別の意義を否定した。

以上に見られるように、グッドハートは、動産を善意有償で取得した第三者の保護を顧慮していない。これは、契約における錯誤がまずは契約当事者間の問題である以上、当然と言えよう。したがって、その見解がそのような第三者にいかなる帰結をもたらすかを検討しなくてはならない。

この点を判断するうえでいわば試金石となるのが、*Phillips v. Brooks Ltd.* 事件である。すでに見たように、グッドハートは、同事件のホリッジ裁判官の見解を批判し、*Cundy v. Lindsay* 事件貴族院判決の適否については論じていない。動産を善意有償で取得した第三者保護の観点から既存の判例・学説を批判的に検討するという問題意識は、そこには見られなかった。⁽⁶¹⁾

（二） 後続判例

動産を善意有償で取得した第三者との関係で契約の相手方の同一性に関する錯誤が問題とされた事例は、一九六一年と一九七二年に再び現れた。いずれの事件も、*Phillips v. Brooks Ltd.* 事件と同様にAとBが対面で face-to-face 書面によらずに取引している事例であり、かつ自動車売買の事例である。

① Ingram v. Little 事件⁽⁶²⁾

一九五七年八月二日、A 1、A 2 および A 3 (A 1、A 2 は姉妹) は、共同所有するルノー・ドーフィン Renault Dorphine (以下、本件乗用車と呼ぶ。) を売却する旨の広告をボーンマスの地方新聞に出した。翌日、B が新聞広告を見て A 1 に電話をかけ、「ハッチンソン Hutchinson」と姓のみで自己紹介し、本件乗用車の検分を申し入れた。その日は八月の銀行休日(五日月曜日)直前の土曜日であった。さらに同じ電話で B は、この週末はボーンマスのサヴォイ・ホテルに滞在していると話した。A は、一旦電話を切って本件乗用車について別の照会がないか確かめたうえで、B が滞在するホテルに電話をかけ直したところ、B と会話をすることができた。B は、同じ日の午後二時一五分頃、A 1 らの住居を訪問した。B と売買交渉したのは A 1 であったが、その際 A 1 は現金での代金支払いを強く希望し、小切手による支払いを受ける用意はないことを B に告げた。すると B は、自分は「P・G・M・ハッチンソン P. G. M. Hutchinson」という信用ある実業家であると述べた。A 1 らはそのような実業家の名前を聞くのは初めてであったが、A 2 が自宅のすぐ近くの郵便局で備え付けの電話帳を調べると、確かに B のいう通りの住所および氏名が掲載されていた。A 2 は自宅に戻り、調査の結果を A 1 に伝えた。A 1 らはその情報に基づき、B が P・G・M・ハッチンソンであると信じて、B が振り出した小切手と引き換えに B に本件乗用車を持ち帰らせた。

ところが、実際には B は実在の P・G・M・ハッチンソンとは全く無関係の人物であり、B が振り出した小切手は不渡りとなった。B は銀行休日の翌日である八月六日に、今度はハーディ Hardy と名乗り、本件乗用車を自動車ディーラーの C に六〇五ポンドで下取りに出し、七八〇ポンドの新車を購入した。B は差額一七五ポンドを現金で C に支払った。このとき C は本件乗用車を善意で買い受けた。その後、B は姿を消した。C は本件乗用車を転売した。A 1 らは、C に対して本件乗用車の返還もしくはその不法留置 detention による損害賠償を求め、本訴を提起した。

第一審裁判官は、ハッチンソンとハーディは同一人 B であり、C はハーディこと B から本件乗用車を善意で買い受け

たと認定した。しかし、第一審裁判官は、取引の相手方の同一性に関するA1らの錯誤により、A1らとBとの間で本件乗用車の売買契約は成立しておらず、無権利者Bは本件乗用車の所有権をCに移転することができなかつたと判示した。本件乗用車の価格が七八〇ポンドと合意されたので、第一審裁判官はその金額でA1らの損害賠償請求を認容した。Cはこの判決を不服として、控訴院に上訴した。

控訴院は、二対一で、A1らの請求を認容し、Cの上訴を棄却した。

多数意見（セラーズおよびピアース裁判官 Sellers and Pearce L.JJ）は、原審判決を支持し、契約の相手方の同一性に関する錯誤により、A1らとBとの間に本件乗用車の売買契約は成立していないと判断した。もつとも、二人の理由づけは微妙に異なる。

セラーズ裁判官⁽⁶³⁾によれば、本件ではA1らの申込みが誰に向けられていたかを解釈により判定しなくてはならない。そのための解釈基準とは、グッドハートが説くように、「被約束者 promisee はその約束をいかに解釈すべきであったか」である。この被約束者（被申込者）の立場からの客観的な判断基準を本件に適用するために、便宜上、A1らを申込者とする、A1らの、現金ではなく小切手を代価に本件乗用車を売却する旨の申込みは、もつぱらXに対してなされていると解釈される。本件では、A1らは交渉の過程で最初のうちは現金での支払いに固執していた。ところが、A2が自宅近くの郵便局備え付けの電話帳でBの同一性を確認した結果、A1らがBを社会的地位と資力あるXと信じ、一転して小切手を代価として売却の申込みをした。BはA1らのそのような気持ちの変化をその場において知っていた。そして、A1らがその申込みをXに向けるつもりであること、およびA1らがBに申込みをしているのではなくBとは契約するつもりもないことも、知っていた。

以上の理由から、A1らの申込みはXに向けてなされたものと解釈され、BはA1らの申込みを承諾することはできない。A1らの申込みを承諾することができなのはただXのみである。ゆえに、A1らの錯誤により、Bとの間に売買

契約は成立しない。

ピアース裁判官⁽⁶⁴⁾においても、本件の問題はA1らとBとの間に契約が成立するか否か、つまり申込みと承諾の合致があるか否かである。それゆえに、同じくここでA1らを申込者としたとき、A1らの申込みが誰に向けられていたのか、A1らの申込みの解釈により判定しなくてはならない。しかし、問題となるのは、グッドハートの客観的基準によるべきか、それとも「約束者は約束時に何を意図していたか」という主観的基準によるべきかである。後者の基準には批判が強い。もともと、仮にこの基準を採るとしても、本件ではBはAの内心をよく知っていた。したがって、右のいずれの基準によるとしても、最終的な結果は同じとなるであろう。ピアース裁判官はこのように述べ、Aの内心の意図の検討に移った。ピアース裁判官は、Bが実業家で資産家であるP・G・M・ハッチンソンを名乗り、これを手がかりにA2がBの同一性を自宅のすぐ近くの郵便局に行き備え付けの電話帳で調査し、Bの小切手による支払いを受け入れた段階で状況は一変した、と指摘した。すなわち、ピアース裁判官によれば、本件乗用車の売買交渉のこの最終段階においてA1らにとってBが実業家で資産家であるP・G・M・ハッチンソンであることが決定的に重要となった。その結果、A1らは、単にその自宅の居間で目の前にいた人物ではなく、実業家にして資産家のP・G・M・ハッチンソンと契約する意図を持つに至った。ピアース裁判官は、以上の理由から、A1らにおける契約の相手方の同一性に関する錯誤の成立を認めた。

これに対してデヴリン裁判官 Devlin L.J. は、本件乗用車の売買契約は詐欺により取り消しうるが成立はしていると判示し、契約を不成立無効とする多数意見をつぎのように批判した。⁽⁶⁵⁾

A1らはその承諾を向けていたのは、A1らとその自宅で話しかけた相手方、すなわちBであった。したがって、形式上は申込みと承諾が存在し、合致している。本件では、Bの同一性ではなく、Bの信用が重要である。というのも、A1らの関心は実際にはBの信用にあり、Bの同一性にはなかつたからである。契約との関係では信用は基本的な事実

とはいえ、信用に関する錯誤は契約を無効としない。A B間の売買契約は、Bの詐欺により取り消しうるものではあるが、その取消しがない以上、有効である。

なお、デヴリン裁判官は、以上の判決理由に付言して、議会議定法によるコモン・ロー改革を提案している。⁽⁶⁶⁾ デヴリン裁判官の提案自体は実現しなかったが、議会議定法によるコモン・ローの改革は、これ以後、問題解決の有効な選択肢と目されるようになり、後に見る法改革委員会 Law Reform Committee の立法勧告において具体化された。

以上の多数意見と少数意見の対立は、本件に Phillips v. Brooks Ltd. 事件の準則を適用すべきか否かをめぐって生じた。本件で A1らは、その自宅で B と直接に接触し、取引していたからである。セラーズ裁判官はその準則の本件への適用を全面的に否定した。ピアース裁判官は、Phillips v. Brooks Ltd. 事件を先例として尊重しつつも、取引の最終段階で A1らが契約の相手方の同一性を決定的に重視し始めたとの事実認定に基づき、A1らは目の前に現れた一人物と契約するつもりであったとの推定を覆した。これに対して、デヴリン裁判官は同事件を本件の先例として適用すべきことを主張した。

同事件判決における三名の裁判官の見解の相違は、Phillips v. Brooks Ltd. 事件のコモン・ロー上の位置づけに裁判所が苦慮していることを示すものと考えられる。

② Lewis v. Avery 事件⁽⁶⁷⁾

一九六九年五月、ブリストル在住の A は、その所有するオースティン・クーパー「S」Austin Cooper “S”（以下、本件乗用車と呼ぶ。）を四五〇ポンドで売却する旨の広告を地方紙に出した。五月八日、その広告を見た B が A に電話をかけ、本件乗用車を検分したいと A に申し入れた。その際 A は名乗らず、単にウェールズのグラモーガンシャーから電話していると述べるだけだった。A は B の申し入れを承諾し、その日の晩、B が A の家にやってきた。B は本件乗用車に試乗し気に入った様子であった。そこで、A と B は A の婚約者のアパートに行き、三人で世間話に興じていると、

Bはリチャード・グリーン Richard Greeneと自己紹介し、映画界についていろいろと語った。Bはその間に、Aとその婚約者に、自分が人気テレビドラマ「ロビン・フッド」シリーズのロビン・フッド役の映画俳優リチャード・グリーンであると信じ込ませた。Bは本件乗用車の購入を希望し、その晩のうちに本件乗用車に乗って帰りたいと述べた。それは午後一時頃のことであったが、AはBが映画俳優のリチャード・グリーンであることの証明を求めた。Bは有名映画撮影所の入構許可証をA1らに示した。その許可証にはBの氏名と顔写真が入っており、撮影所の公式印が打たれていた。そこで、AはBに、本件乗用車に関する必要書類一式を渡し、本件乗用車を持ち帰ることを認めた。ところがBが振り出した小切手は、盗難小切手帳で作成されたものであり、後に不渡りとなった。

Bが本件乗用車をAから持ち去ってから数日後、Cが乗用車の購入を希望する旨の新聞広告を出していたところ、本件乗用車を売却したいとの電話をBから受けた。Bは、自分は本件乗用車の所有者であるとCに説明し、関係書類一式を示した。そこにはAの氏名住所が記載されていた。CはBから本件乗用車を二〇〇ポンドで購入した。ところが、本件乗用車の整備マニュアルが欠けていたため、CはAに手紙を送り、その送付を求めたところ、Bの詐欺が発覚した。しかしBは既に姿を消していた。Aは、Cに対して本件乗用車の返還もしくはその不法留置 detention による損害賠償を求め、本訴を提起した。第一審裁判官は、A B間に契約が成立していない以上、AからBへ本件乗用車の所有権は移転せず、したがってCは無権利者Bから本件乗用車の所有権を取得することはできないとして、Aの損害賠償請求が認められた。Cはこの判決を不服とし、控訴院に上訴した。

控訴院は、裁判官全員一致で、Aの損害賠償請求を棄却し、Cの上訴を認容した。控訴院はつぎのようにその理由を説明した。Aは、Bから小切手を受け取り、本件乗用車およびその関連書類一式をBに引き渡した時点で、現に自分と取引していたその相手方と契約を締結していたものと推定される。この推定を覆すに足る事実はない。したがって、A B間で本件乗用車の売買契約は成立しており、これに基づいてAからBへその所有権が移転している。BはCに本件乗

用車を売却のうえ引き渡したが、これにより善意の買主Cは本件乗用車の所有権を取得する。

裁判官の一人、記録長官デニング卿 Lord Denning M.R.は、契約の相手方の同一性に関する錯誤と、その属性の錯誤とを区別し、前者の効果を無効、後者の効果を取り消しとすることを「違いのない区別 a distinction without a difference⁽⁸⁸⁾」と評した。そのうえで、つぎのように述べた。

「本件当事者の主張を聞いてみると、善意の買主「||C」(同人は売主「||A」と詐欺師「||B」との間のやりとりについて何も知らなかった)による所有権取得がそのような微細な区別「||相手方の同一性に関する錯誤と属性の錯誤の区別」に左右されるのは間違っていると私は感じる。結局、善意の買主「||C」は、完璧な用心を重ねて、かつ全くの善意で行動していた…それに対して、詐欺師「||B」に動産を持たせ詐欺を行わせるのを可能にしたのは売主「||A」であった。それゆえに、私は、契約の相手方の同一性に関する錯誤は契約を無効とする、という理論を承認しない。私は、正しい原則は、本控訴院の King's Norton Metal Co. Ltd. v. Edridge, Merrett & Co. Ltd. 事件判決、およびホリッジ裁判官の Phillips v. Brooks Ltd. 事件判決の基礎にある法理であると考え、それは最近五〇年間ずっと有効であった。それはつぎのようなものである…二当事者が契約、あるいはむしろ、その表面上は、契約らしく見えるものに至ったときには、一方当事者が他方当事者の同一性につき錯誤をしていたという事実は、契約の不成立を意味するものでもなく、あるいは契約が最初から無効であることを意味するものでもない。その事実はただ、その契約が取り消しうること、すなわち第三者が善意で契約に基づき権利を取得する前に、錯誤に陥った者がその契約を取り消す限りで、その契約は錯誤に陥った者の懇請により取消しに服することを意味するだけである。⁽⁸⁹⁾」

デニング卿は右の傍論で、Bの詐欺を可能にした動産売主Aと善意の動産買主Cのいずれを保護すべきかとの問題を提起し、善意の動産買主の保護を優先させる観点から、契約の相手方の同一性に関する錯誤による契約の不成立無効の

説論 構成に反対している。善意の動産買主の保護の観点を明確に打ち出した点で、デニング卿の見解は、これまでの裁判官の言説とは大きく異なるものであった。

(三) 立法勧告

これより前、法改革委員会 Law Reform Committee は、一九六六年の第一二報告書⁽⁷⁰⁾において、第三者との関係での相手方の同一性の錯誤の効力につき、議会制定法によるコモン・ローの改正を行うべき旨の勧告を、大法官ガーディナー卿 Lord Gardiner L.C. に対して行っていた。それはつぎのようなものであった。

「(三) 買主の同一性に関する錯誤により動産が売却されるときには、売買契約は、第三者に対する関係では、取り消しうるものとし、無効とはしないものとする⁽⁷¹⁾。」

同報告書はさらに、前掲 Ingram v. Little 事件の事例を簡略化した説例をあげつつ、この勧告の趣旨をつぎのように述べた。

「これはCを保護するための改正であり、AB間の契約が無効ではなく取り消しうるものとしたならば、Cが置かれるであろう地位と同じ地位にCを置く、というものである。これは、商業取引の安全を保護し、かつ『無効 voidness』と『取消 voidability』というわかりにくい区別 fine distinction を避けるために、勧告される⁽⁷²⁾。」

しかし、法改革委員会のこの勧告は、結局立法化には至らなかった。

五 おわりに

善意の二者 two innocent persons のうち、いずれが第三者の詐欺による損失を負担しなくてはならないか。本稿で検討した判例の中で、しばしば裁判官はこのような問いを発している。⁽⁷³⁾ここでの善意の二者、すなわち動産の原権利者 A とその動産を善意有償で取得した者 C のうち、いずれが B の詐欺による損失を負担すべきか。この問いかけの下で、イングランド法では契約の相手方の同一性に関する錯誤が問題とされてきた。そこでの書簡による非対面取引事例と対面口頭取引事例の区別は、その問いかけに対する裁判所の解答が時代ごとに異なり、しかもコモン・ロー上併存していることから生じた。そして、前者の事例に対する解答が当時のある法的な背景から貴族院の先例として最も強い拘束力を先に獲得してしまったため、コモン・ロー上併存する解答の整合的理解は困難を極めることになった。

一八七七年の *Cundy v. Lindsay* 事件当時、控訴院および貴族院は動産の原権利者保護に傾いていたと見られる。A は、一八六一年ラースニー法一〇〇条に基づき、盗品の場合と同様に、B によって詐取された動産の所有権を回復することができた。しかし、この規定は、特に一九世紀後半を通じて次第に異例視されるようになり、動産売買事例への同条の適用は最終的に一八九三年動産売買法二三条二項によって排除された。一八七七年の *Cundy v. Lindsay* 事件において控訴院および貴族院は、異例とはいえ一八六一年ラースニー法一〇〇条の存在をひとまずは前提としたうえで、同条に依拠するよりも簡潔明快で問題が少なく、かつ結果として同条の趣旨を実現する法律構成を必要としていたものと推測される。同事件的高等法院女王座部判決が、事実関係に即して詐欺取消構成を採用したものの、その結果一八六一年ラースニー法一〇〇条の解釈という難題に立ち入ることを余儀なくされたことは、このことの傍証と思われる。そして、同事件で貴族院が採用した、相手方の同一性に関する錯誤による契約不成立無効の構成は、以上述べた条件を充たすうえ、他の証拠よりも圧倒的重要性をもつ契約書面上の当事者の記載とその解釈を介してではあるが、A B 間の意思

の不合致から契約不成立無効を導くことから、当時の契約法における意思理論の潮流に沿うものでもあった。もつとも、これは、動産を善意有償でBから取得したCにBの詐欺による損失を負担させることを意味した。

ところが、二〇世紀に至り、動産の善意有償取得者保護の要請が次第に強まり、裁判所はこの要請の下で *Cundy v. Lindsay* 事件の先例の射程を絞る必要に迫られた。 *Phillips v. Brooks Ltd.* 事件のホリッジ裁判官の判決は、一方でそのような試みと評価することができる。しかし他方で、その判決理由は、書簡による非対面取引と対面口頭取引の区別に説得的な説明を与えるのではなく、そのうえ *Cundy v. Lindsay* 事件貴族院判決がこれらの区別にかかわりなく契約成立の要件として意思の合致を問題にしているとも解されたために、 *Phillips v. Brooks Ltd.* 事件の先例性の評価をめぐり、後続の対面口頭取引事例において裁判官の見解は分かれた。ついには、これら二つの事件の整合的理解に見切りをつけ、契約の相手方の同一性に関する錯誤により締結された動産売買契約をもっぱら取り消しうるものとする裁判官の見解および立法勧告が相次いだ⁷⁴が、その提案も結局実現しなかった。 *Shogun Finance* 事件において貴族院は、 *Cundy v. Lindsay* 事件以来一世紀余りを経て、同じ問題を再検討する機会を持ったが、契約書面を重視する多数意見によりこの問題に関するコモン・ローが維持される結果となった。

イングランドの法学者は *Shogun Finance* 事件貴族院判決の多数意見に批判的であり、前述の法改革委員会の立法勧告を基本に、議会制定法により動産を善意有償で取得した第三者の保護を図るべきことを主張している。⁷⁴ 今後の推移を見守りたい。

(1) イングランド法では、この場合にも契約の無効、合意の無効と言われることがあるが、厳密には不成立無効と言うべきものである。以下、本稿では単に無効とあるときはこの意味で用いることにする。これは、一九世紀後半のイングランドにおいて「錯誤」合意の不存在「契約不成立・無効」との錯誤理論に基づく錯誤法が形成されたことによる。鈴木龍也「イギリス」古典的」契

約法理論における錯誤」愛媛法学雑誌一七卷三号四五頁（一九九一年）。なお、イングランド法における契約における錯誤一般に
 関して、木下毅「英米契約法における錯誤（一）」立教法学一八号一六頁以下（一九七三年）、同「英米契約法の理論」第二版』
 二八九頁（一九八五年）以下、望月礼二郎『英米法「新版」』三六一—三六八頁（一九九七年）。

(2) 以下、本稿では、特にことわりのない限り、錯誤に陥った契約当事者をA、その相手方をB、そしてBから動産を取得した第
 三者をCと表記する。

(3) 不法行為の一種であり、「他人の動産をあたかも自分のものであるかのごとくに扱うこと」（望月・前掲註(1)二七七頁）をい
 う。このような行為は他人の権利と両立しないものであり、他人の権利を否認する¹⁾と denial of his title になる。横領は、この、
 他人の権利の否認になるような積極的行為 positive act を行うことにより成立する。他人の権利を否認する意思のあったことは必
 要ではない。本稿で問題となる事例においては、AがCに対してその所有動産の返還を請求したが、Cが返還請求を拒否してAの
 動産を留置することは、それがAの所有権を否認する意味をもつとき（たとえば、CがAに対して動産の所有権取得を主張する場
 合）には、横領となる。あるいは、BがAの動産を自己の所有するものとしてCに売却あるいは質入れなどの処分をした場合、B
 のそのような処分行為も横領となり、処分したBのみならず、原則として処分の相手方であるCも横領の責任を問われる。この責
 任はCがいかに善意であっても成立するという意味で厳格な責任と言われる。これらの場合の救済手段は、コモン・ロー上の救済
 手段が原則として金銭賠償とされてきたことから、損害賠償請求となる。なお、現在では、制定法により、代替的救済手段として
 特定物の返還請求も認められている。

(4) 望月・前掲註(1)三六五—三六六頁。これに対して、日本では、A B間の契約が錯誤により無効であるか詐欺により取り消
 しうるものかは、あまり問題とはならない。この場合には結局、Cが、無権利者Bの動産の占有に基づき、Bがその所有者である
 と善意無過失で信じて、Bとの取引により動産の占有を取得するならば、即時取得（民法一九二条）によりその所有権を取得する
 ことができるためである（船橋諄一『物権法』二三七頁（一九六五年））。イングランドのコモン・ローは、日本法に見られる一般
 的な動産即時取得制度を有しない。このため、後に見るようにCの保護は、Nemo dat 原則（後出）に対する例外として個別の制
 定法の規定に基づくことになり、そのような規定がない場合には、コモン・ロー上、Cの所有権取得を基礎づけることは困難とな
 る。

(5) 田中和夫「英法における契約の相手方の同一性に関する錯誤」一橋論叢五四卷六号一頁以下（一九六五年）は、事件を区別す
 る distinguish 技術による判例法の発展の好例として、この問題を取り上げ、関連判例を検討している。田中論文は、イン格蘭
 ドにおける判例法発展のメカニズムを簡潔明瞭に説明し、関連判例の要所を押さえた分析を加えており、教えられるところが多
 かった。右論文で検討された判例の多くは本稿でも取り上げられるが、本稿は右論文以後の判例および立法勧告を検討の対象に含

めている。なお、先取りして言えば、同論文は後続事件の判決において裁判官が先例との区別の指標をいかなる事実に見出したかを丹念に追っているのに対して、本稿は、そのような区別がなぜ生じたのかを、個々の事件の判決の論理を追って検討することを試みるものである。

(6) [2004] 1A.C.919(H.L.(E)).

(7) イングランドの自動車運転免許証は、日本のそれとは異なり、名義人の証明写真入りではない。個人の同一性の確認手段としては日本ほど信頼の置けるものではないようである。

(8) [2002] Q.B.834(C.A.). この判決の評釈として、Michael Connolly, "One careful owner?" 145 *Solicitor Journal* 1160 (2001) も参照。

(9) Hire-Purchase Act 1964, s.27 (1) The section applies where motor vehicle has been bailed...under a hire-purchase agreement...and, before the property in the vehicle has become vested in the debtor, he disposes of the vehicle to another person. (2) Where the disposition referred to in subsection (1) above is to a private purchaser, and he is a purchaser of motor vehicle in good faith without notice of the hire-purchase...agreement...that disposition shall have effect as if the creditor's title to the vehicle has been vested in the debtor immediately before that disposition.

〔試訳〕一九六四年買取賃貸借法二七条 第一項 本条は、自動車が（中略）買取賃貸借の合意に基づいて（中略）寄託され、かつ当該自動車の所有者が債務者に帰属する前にその債務者が他人にその自動車を処分する場合に、適用される。第二項 上記第一項の処分が私有目的の買主に対してなされ、かつ同人が、善意でかつ買取賃貸借（中略）契約の事実を知ることを故意に避けず、当該自動車を買受ける場合には、その処分は、当該自動車に対する債権者の権原がその処分の直前に債務者に帰属したのと同様の効果を持つものとする。

(10) コモン・ロー上の大原則である。現行一九七九年動産売買法二二条一項 The Sale of Goods Act, 1979, s.21 (1)にも規定されている。

(11) [2004] 1A.C.919 at paras.[42]-[55] per Lord Hobhouse; *ibid.* at paras.[111]-[178] per Lord Phillips of Worth Matravers; *ibid.* at paras.[180]-[193] per Lord Walker of Gestingthorpe. なお、以下では、本判決に関しては、その引用は判例集の頁数ではなく、判決文段落に付された通しの段落番号で行う。

(12) *Ibid.* at para. [161].

(13) *Ibid.* at para. [49] per Lord Hobhouse. ホブハウス卿が引用したのは、Hector v. Lyons (1989) 58 P. & C.R. 156 at p.159 からである。

- (14) *Ibid.* ここでホブハウス卿は、書面に記載された契約条項を否認するためにその契約書面以外の証拠を提出することはできないとする準則はイングランド商事法の基礎であるとし、取引は書面であり、契約の確実さは書面に依拠すると述べた上で、その準則がイングランド商事法の優れた長所の一つであり、イングランド法の国際的成功の主要な理由の一つであると高く評価している。
- (15) *Ibid.* at para. [50] per Lord Hobhouse.
- (16) *Ibid.* at paras. [1]-[41] per Lord Nicholls of Birkenhead; *ibid.* at paras. [56]-[110] per Lord Millett.
- (17) *Ibid.* at para. [18] per Lord Nicholls; *ibid.* at para. [66] per Lord Millett.
- (18) *Ibid.* at para. [26] and [29] per Lord Nicholls; *ibid.* at para. [66] per Lord Millett.
- (19) *Ibid.* at para. [33]. ニュールス卿は、動産の買主がクレジットカード（またはデビットカード）で代金を支払う際、店でカードを呈示することもあればメールあるいはファックスでカード情報を伝達することもあるが、そのときの意思伝達的手段によって取引の本質としてそこに適用されるコモン・ローの準則が変わることはないとする。
- (20) *Ibid.* at para. [30].
- (21) *Ibid.* at para. [60]. これに対して、多数意見の裁判官の一人、ウォーカー卿は、詐欺により動産を手放してしまったAよりも、善意の第三者Cのほうがより保護に値するとの一般的な想定を行うことを戒める (*ibid.* at para. [182])。
- (22) *Boulton v. Jones* (1857) 2 H. & N. 564; 157 E. R. 232; 27 L. J. (Ex.) 117.
- (23) *Hardman v. Booth* (1863) 1 H. & C. 803; 158 E. R. 1107, *Higgins v. Burton* (1857) 26 L.J. (Ex.) 342.
- (24) フォールス・プリテンズとは、現在または過去の事実に関して被害者を欺罔し、その財物の占有のみならず、その権原 title をも犯人に移転させる、制定法上の犯罪（詐欺犯罪の一種）である。イングランド法のフォールス・プリテンズの特徴につき、木村光江『詐欺罪の研究』七六一―八二頁（二〇〇〇年）。
- (25) 本条で規定された内容は、一八六一年ラースニー法一〇〇条 Larceny Act 1861, s.100 (24&25 Vict.c.96) において再度、確認的に規定された。ここでは、後者の規定のうち、本文の叙述に関わる部分を掲げておく（なお、傍線部は筆者）。“100. If any Person guilty of any such Felony or Misdemeanor as is mentioned in this Act, in stealing, taking, obtaining, extorting, embezzling, converting, or disposing of, or in knowingly receiving, any Chattel, Money, valuable Security, or other Property whatsoever, shall be indicted for such Offence, by or on the Behalf of the Owner of the Property, or his Executor or Administrator, and convicted thereof, in such case the Property shall be restored to the Owner or his Representative; and in every Case in this Section aforesaid the Court before whom any person shall be tried for any such Felony or Misdemeanor shall have power to award from Time to Time Writ of Restitution for the said Property, or order the Restitution thereof

in a summary Manner:..."

- (26) The Sale of Goods Act 1893, s.24: (1.) Where goods have been stolen and the offender is prosecuted to conviction, the property in the goods so stolen reverts in the person who was the owner of the goods, or his personal representative notwithstanding any immediate dealing with them, whether by sale in market overt or otherwise. (2.) Notwithstanding any enactment to the contrary, where goods have been obtained by fraud or other wrongful means not amounting to larceny, the property in such goods shall not revert in the person who was the owner of the goods, or his personal representative, by reason only of the conviction of the offender. (3.) The provisions of this section do not apply to Scotland. (傍線部は筆者)
- (27) M.D.Chalmers, *The Sale of Goods Act, 1893* (10th ed., 1924), p. 77.
- (28) コモン・ロー上、公開市場において善意で動産を購入した場合には、買主は動産の所有権を取得するとされていた。一八九三年動産売買法（現行一九七九年動産売買法）二二条に規定されていたが、一九九五年動産売買法改正法（*The Sale of Goods (Amendment) Act 1995*）により現在では廃止されている。
- (29) L.R.4Q.B.D.32.
- (30) L.R.12App.Cas.471.
- (31) すぐ後に検討する *Cundy v. Lindsay* 事件の女王座部判決と控訴院判決との間に認められる法律構成の変化は、このような観点からよく説明する必要があるのではないかと考える。
- (32) *Lindsay v. Cundy* (1877) L.R.1Q.B.D.348. なお、本件ではAにあたるのがリンゼイ *Lindsay*、Cにあたるのがクンディ *Cundy* である。
- (33) *Lindsay v. Cundy* (1877) L.R.2Q.B.D.96(C.A.).
- (34) *Cundy v. Lindsay* (1878) L.R.3App.Cas.459. 当時、貴族院判決の事件名では上訴人（本件ではC）の名前が先に置かれていた。
- (35) L.R.1Q.B.D.348 at pp.353-354 per Blackburn J.; *ibid.* at p.360 per Mellor J.; *ibid.* at pp.361-362 per Lush J.
- (36) *Ibid.* at pp.355-359 per Blackburn J.
- (37) *Ibid.* at p.355.
- (38) 弁論の過程で被告側はA・B間の契約成立および契約に基づくAからBへの所有権移転のみを主張するように裁判所から命じられた (*ibid.* at p.98)。
- (39) L.R.2Q.B.D.96 at p.100.

- (40) 同事件の控訴院判決を登載した判例集のヘッドノート (*Ibid.* at p. 96) には、「女王座部判決を破棄し、つぎのとおり判示。Aはブレンキロン父子商会と取引するつもりであった、それゆえにブレンカーンとの契約は成立していなかった…原告から動産の所有権は移転しなかった…以上から、Aは本訴で回復する権利を付与された」と明記されている。
- (41) *Ibid.* at p. 101.
- (42) 3App.Cas.459 at pp.465-466.
- (43) *Ibid.* at p.465
- (44) *Ibid.*
- (45) 14 T.L.R.98.
- (46) *Ibid.* at p.99.
- (47) *Ibid.*
- (48) [1919] 2K.B.243.
- (49) *Ibid.* at p.246.
- (50) *Ibid.*
- (51) 135 Mass. 283. 事案は、本稿に関連する部分のみ紹介すれば、次のとおりであった。詐欺師Bが、信用ある商人として有名なオハイオ州デイトンのエドワード・ペイプ Edward Pape of Dayton, Ohio と名乗り、ボストンでAと直接に接触の上、Aから動産を代金後払いで購入した。Aは販売した動産をBに引き渡すため、これをデイトンに運送させるため運送会社Aに引き渡した。運送会社はAの指示に従いデイトンでBに動産を引き渡した。その後Bの詐欺が発覚し、Aは運送会社に対して、動産の所有権に基づき、寄託した動産の返還に代わる損害賠償を求め、州裁判所に訴えを提起した。事実審理で陪審はA勝訴の評決を下したため、運送会社側が再審理を申し立てた。モートン首席裁判官 Morton C. J. は、取り消しうるものであるが一応有効なA B間の契約に基づきAからBへ所有権が移転し、動産の所有者でAが荷受人として指示したBに過失なく動産を運送会社は引き渡していると判示し、再審理を命じた。Phelps v. McQuade (1917) 220 N.Y.232; 115 NE 441も同旨。事案は、Bが資産家であるオハイオ州クリヴランド在住のポールドウィン・J・グウィン Baldwin J. Gwynne を名乗りAから代金後払いで宝石を購入した後にこれを善意のCに売却した、というものであった。AはCに対し宝石の回復を求め、動産占有回復訴訟 *action in replevin* を提起した。ニューヨーク控訴裁判所は、AがBとの契約を取り消す前にCがBから善意有償で宝石を取得しており、これによりCは宝石の所有権を取得したとして、Aの宝石回復請求を棄却した。
- (52) *Ibid.* at p.284.

- (53) [1919] 2K.B.243 at p.246.
- (54) Sir Frederick Pollock, *Principle of Contract at Law and Equity* (7th ed., 1902), p.469 note (f).
- (55) 3App.Cas.459 at p.465.
- (56) *Ibid.* at pp.471-472.
- (57) Emlyn C.S.Wade "Mistaken Identity in the Law of Contract" 38 L.Q.R. 201-206 (1922); Carleton Kemp Allen "Mistaken Identity" 44 L.Q.R. 72-77 (1928). Phillips v. Brooks Ltd.事件と Cundy v. Lindsay 事件の区別につき、前者は区別を可能とし、その指標を、Aは店にたまたま入ってきた顧客としてBに本件指輪を売ろうとしたのであって、その売買契約は成立した（Bがその氏名を詐称したのは、売買契約成立後、代金支払いの時点でのことである）点に求める。後者はその区別を疑問とする。
- (58) グッドハート（一八九一—一九七八年）は、アメリカに生まれ、一九一九年に渡英し、ケンブリッジ大学の講師 Lecturer を経て一九三一年から五一年までオックスフォード大学法理学教授の地位にあった。一九二六年から一九七八年の長きにわたり本論文の掲載誌『ロー・クォーターリー・レビュー Law Quarterly Review』の編集に携わった。
- (59) A.L.Goodhart, "Mistake as to Identity in the Law of Contract" (1941) 57 L.Q.R. 228. なお、以下では掲載誌の頁数で引用する。
- (60) グッドハート論文は、Sowler v. Potter [1940] 1K.B.271; [1939] All E.R.478 という契約当事者間で相手方の同一性の錯誤が問題とされた事件をきっかけに執筆されている。事案は、犯罪歴のある女性が、それを隠すために未婚時の氏名を名乗って家主の代理人と家屋の賃貸借契約を締結したところ、後にその女性の犯罪歴が発覚し、家主が女性を相手取って、家屋の賃貸借契約の無効確認を求め、訴えたという事案である。高等法院王座部は、家主は相手方の同一性の錯誤に陥って契約を締結したとして、家主の請求を認容した。
- (61) Granville Williams "Mistake as to Party in the Law of Contract" 23 Can. Bar Rev. 271-292, 380-416 (1945) は、契約の相手方の同一性に関する錯誤の意義、成立要件を明確にしたうえで、とりわけ錯誤の重要性 materiality of mistake 要件の基礎づけを試み、同要件を無用とするグッドハートの見解を批判する (*ibid.* at pp.386-397) が、ウィリアムズもまた Phillips v. Brooks Ltd.事件におけるホリッジ裁判官の見解を誤りとする (*ibid.* at p.394)。Bがサージョーシ・バロウでなかったならば、AはBと契約を締結しなかったであろうとして、錯誤の重要性要件の充足を肯定し、AB間の売買契約を不成立無効とするからである。この論文で検討された同一性に関する錯誤の要件効果論は、M.P. Furnston, *Cheshire and Fifoot & Furnston's Law of Contract* (13th ed., 1996) pp.256-263 に取り入れられている。

なお、契約の相手方の同一性の錯誤の成立要件に重要性要件を付加することは是非との関連で、ポティエ『債務法』一九節

Pothier, *Traité des Obligations*, S.19 の命題がロモン・ローに採用されたか否かが問題とされている。この点については、一九世紀イェンズン¹⁾の著述の受容(とりわけ、英訳である Pothier, *A Treatise on the Law of Obligations* (translated by William David Evans, 1806) がイェンズンでいかに読まれたか)との関連で、改めて論じたい。

- (26) [1961] 1Q.B.31(C.A.).
- (27) *Ibid.* at pp.46-55.
- (28) *Ibid.* at pp.55-62.
- (29) *Ibid.* at pp.62-74.
- (30) *Ibid.* at pp.73-74.
- (31) [1972] 1Q.B.198(C.A.)
- (32) *Ibid.* at p.206 H.
- (33) *Ibid.* at p.207.
- (34) Twelfth Report on Transfer of Title to Chattels (Cmd. 2958, 1966).
- (35) *Ibid.* at p.16.
- (36) *Ibid.* at p.20, Recommendation 3.
- (37) *Cundy v. Lindsay* (1877) L.R.3App.Cas.459 at p.463 per Lord Cairns L.C.; *Lewis v. Avery* [1972] 1Q.B.198 (C.A.) at p.203E per Lord Denning M.R.
- (38) Andrew Phang, *Pey-Won Lee and Pearlie Koh, Case and Comment*, [2004] C.L.J.24-27 at p.27; Cathrine Elliott, "No justice for innocent purchasers of dishonestly obtained goods: *Shogun Finance v. Hudson*" [2004] J.B.L.381-387 at p.386. ²⁾ Cathrine MacMillan, *Notes*, 120 L.Q.R. 369-373 (2004) ³⁾ 参照。